

## 安心安全対策

平成24年(2012年)4月1日の組織改正により、安心安全室を危機管理室として体制の充実を図り、安心して安全なまちづくりを目指している。

防災、防犯、福祉、医療など様々な分野で、市民・企業・行政が一体となって安心して安全のまちづくりを推進するため、平成19年(2007年)9月、市内約100の団体(吹田市、吹田市教育委員会、吹田保健所、吹田警察署、企業等を含む)の参画・賛同を得て、「安心安全の都市(まち)づくり協議会」を立ち上げネットワークを形成した。平成20年(2008年)3月14日には「安心安全の都市(まち)づくり宣言」を行い、平成21年(2009年)3月27日に「安心安全の都市(まち)づくり推進計画」が安心安全の都市(まち)づくり協議会において策定され、この計画を骨子に取組を進めている。平成26年(2014年)3月29日に第4回安心安全の都市(まち)づくり市民会議を開催した。

防災事業としては、「自らの命は自らで守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点に立つてもらうことが重要なことから、自主防災用資機材給付事業や、防災出前講座などを開催し、防災ハンドブックや洪水ハザードマップを活用しながら、自主防災組織の結成を進めている。

また、東日本大震災を教訓に防災計画の見直しに取り組み、津波や洪水への備えなど住民への周知を図り、地域の防災力向上に努めていく。

平成20年度(2008年度)からは吹田市自治会連合協議会と共に全市一斉防災訓練(避難訓練)に取り組んできたが、今年度も引き続き全市一斉防災訓練を行うほか、10月に万博公園で大阪府・三島地域4市1町合同防災訓練を実施することとしている。

防犯事業としては、子供に関する凶悪事件やひったくりなど様々な犯罪への対策を強化することが緊急かつ重要な課題であることから、吹田市全体の防犯力向上を図るため地域での自主防犯パトロール結成支援として、昨年に続き市内を6ブロックに分け、防犯講習会を実施。防犯活動推進員による防犯団体への支援の充実を図る。また、子供たちの目線で、地域の危険箇所を記した安心安全マップをPTAなどと協働し、作成する。

平成17年(2005年)6月から青色防犯パトロールカーを導入し市内全域を小学校、幼稚園、保育園、児童センターや犯罪多発地域を中心に巡回。また、地域で導入した青色防犯パトロールカーによる活動への支援として、平成20年度(2008年度)から燃料費等の補助を行っており犯罪抑止力の一翼を担っている。

平成24年(2012年)7月には市内の警備業で構成する吹田警備業防犯推進委員会と「吹田市内における犯罪防止活動に関する協定」を締結。市民に安心感を与え、犯罪の抑止に寄与することを目的として、警備業務中に共通の腕章を装着し、子供の見守りや犯罪の抑止などの防犯活

動を行う内容となっている。

これらの防災・防犯事業について関係機関との連携をより一層深め、市民との協働による安心安全事業を推進していく。

## 広 報

区 分	発行時期	発行部数	経費(円)	配布対象	概 要
市報すいた	毎月1日	延べ 2,209,200部	66,510,833	全世帯 各駅配置	市の事業・行事の紹介と市民への周知事項をまとめた広報誌。6月に臨時号を発行。
声の 市報すいた	毎月1日	延べ 688組	1,698,096	視覚 障がい者	市報すいたの内容をテープ及びCDに収録し、希望者に送付。6月に臨時号を発行。
点字版 市報すいた	毎月1日	延べ 376部	854,550	視覚 障がい者	市報すいたの内容を点字訳し、希望者に送付。6月に臨時号を発行。

区 分	放送時期	放送本数	経費(円)	対 象	概 要
広報番組	「お元気ですか! 市民のみなさん」 平成25年(2013年)4月1日 ～ 平成26年(2014年)3月31日 毎月1日、11日、 21日に切替	36本	27,398,688	市民等	ジェイコムウエスト吹田局のコミュニティチャンネルで、市の施策や市民活動などを紹介する市広報番組(30分番組)を、手話入りで放映。 ホームページで全編動画配信(各回6ヶ月間)。 「トピックス」コーナー 6分 「特集」コーナー 15分 「企画」コーナー 5分 「お知らせ」コーナー 3分 「エンディング」コーナー 1分 放映時間は毎日2回(15時、22時)

区 分	情報提供期間	アクセス数	経費(円)	概 要
吹田市 ホームページ	平成25年(2013年)4月1日 ～ 平成26年(2014年)3月31日	988,453件	439,740	広報活動の充実を図るため、市の概要や、市民生活に関係の深い行政サービスなどをホームページに掲載。 ウェブアクセシビリティに関する職員研修を実施。

# 市 庁 舎

## 1 市庁舎の概要

位 置 泉町1丁目3番40号  
敷地面積 16,742.96㎡  
来庁者用駐車場 109台分

区 分	低 層 棟			中 層 棟			高 層 棟			仮 設 棟	車庫・倉庫棟	合 計
構 造	鉄筋 コンクリート造			鉄骨鉄筋 コンクリート造			鉄骨鉄筋 コンクリート造			軽量鉄骨造	鉄骨造	—
規 模	地下	地上	塔屋	地下	地上	塔屋	地下	地上	塔屋	地上2階	地上2階	—
	1	3	1	1	5	1	1	9	2			
建 築 面 積	2,028.96㎡			1,903.33㎡			828.39㎡			215.94㎡	684.57㎡	5,661.19㎡
延べ床面積	7,080.75㎡			9,012.95㎡			8,061.43㎡			392.59㎡	1,329.29㎡	25,877.01㎡
工 期	昭和37年 (1962年)12月～			昭和61年 (1986年)11月～			昭和46年 (1971年)3月～			平成11年 (1999年)6月～	昭和61年 (1986年)6月～	—
	昭和39年 (1964年)3月			昭和63年 (1988年)4月			昭和47年 (1972年)12月			同年9月	同年12月	—
工 費	358,000千円			2,741,882千円			905,410千円			80,152千円	—	—
財源内訳	積立金			30,650千円			1,500,000千円			200,746千円	—	—
	市債			200,000千円			—			287,000千円	—	—
	一般財源			127,350千円			1,241,882千円			417,664千円	80,152千円	—

## 2 市庁舎管理経費 平成25年度(2013年度)

### (1) 光熱水費及び電話使用料

電気 54,386千円、ガス 16,108千円、水道・下水道 13,101千円、電話 16,539千円の合計 100,134千円

### (2) 庁舎管理委託料

警備業務 31,395千円、清掃業務 26,163千円、電気・機械設備等運転保守及び管理業務 18,536千円、エレベーター保守点検業務 5,065千円、消防用設備等定期点検業務及び防災管理点検業務 3,098千円、空調用自動制御機器保守点検業務 2,804千円、電気設備点検業務 3,045千円、その他の業務 21,602千円の合計 111,708千円

## 車 両 管 理

### 所属別車両台数

平成26年(2014年)4月1日現在

所属部 車 種	所属部						計
	総務部	環境部	道 路 公園部	都 市 整備部	下 水 道 部	教 育 委員会	
乗 用 車	2						2
ワゴン車	7	4	2	2	1		16
小型バス	2						2
塵 芥 車		13					13
普通貨物		6	1				7
小型貨物		7			1		8
特 殊 車		1	6				7
軽自動車	48				12	2	62
計	59	31	9	2	14	2	117

## 職 制 ・ 給 与 ・ 報 酬

### 1 職員の定数と現員数

部 局	平成26年(2014年)4月1日現在	
	定 数 (人)	現員数 (人)
市長事務部局	2,068	1,588
水道部	193	111
選挙管理委員会事務局	12	7
監査委員事務局	9	6
公平委員会事務局	3	0
農業委員会事務局	5	2
教育委員会事務局	621	352
議会事務局	18	18
消防	332	330
計	3,261	2,414

## 2 特別職職員の給料・報酬

平成26年(2014年)4月1日現在

区 分	支給区分	支給額(円)	適用日	
市 長	月 額	1,050,000	平成6年(1994年)4月1日	
		735,000	【特例減額期間】 平成23年(2011年)9月1日から平成27年(2015年)5月13日までの間	
副 市 長	"	920,000	平成6年(1994年)4月1日	
		846,400	【特例減額期間】 平成23年(2011年)11月1日から平成27年(2015年)5月13日までの間	
水 道 事 業 管 理 者	"	810,000	平成6年(1994年)4月1日	
		745,200	【特例減額期間】 平成23年(2011年)11月1日から平成27年(2015年)5月13日までの間	
常 勤 の 監 査 委 員	"	570,000	平成6年(1994年)4月1日	
教 育 長	"	810,000	平成6年(1994年)4月1日	
		745,200	【特例減額期間】 平成23年(2011年)11月1日から平成27年(2015年)5月13日までの間	
教育委員会委員	委 員 長	"	平成6年(1994年)4月1日	
	委員長職務代理者	"	"	
	委 員	"	"	
社 会 教 育 委 員	日 額	8,400	平成23年(2011年)4月1日	
選挙管理委員	委 員 長	月 額	63,500	平成6年(1994年)4月1日
	委 員	"	54,000	"
公平委員会委員	委 員 長	"	36,500	"
	委 員	"	34,500	"
農業委員会委員	会 長	月 額	54,000	平成6年(1994年)4月1日
	副 会 長	"	51,000	"
	委 員	"	49,000	"
固定資産評価 審査委員会委員	委 員 長	"	24,000	"
	委 員	"	23,000	"
固 定 資 産 評 価 員	"	161,000	"	
専 門 委 員	日 額	9,000	"	
監査委員	代 表 監 査 委 員	月 額	161,000	"
	識 見 選 任 委 員	"	145,000	"
	議 員 選 任 委 員	"	49,500	"
選 挙 長	日 額	12,800	"	
投 票 所 の 投 票 管 理 者	"	15,100	平成10年(1998年)6月1日	
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者	"	13,400	" 15年(2003年)12月1日	
開 票 管 理 者	"	12,800	" 6年(1994年)4月1日	
投 票 所 の 投 票 立 会 人	"	15,100	" 10年(1998年)6月1日	
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人	"	13,400	" 15年(2003年)12月1日	
開 票 立 会 人	"	12,800	" 6年(1994年)4月1日	
選 挙 立 会 人	"	12,800	"	
国民健康保険運営協議会委員	"	8,400	平成23年(2011年)4月1日	

(注) 市長の特例減額は、給料及び期末手当の30%及び退職手当の50%減額、副市長、水道事業管理者及び教育長の特例減額は給料及び期末手当の8%及び退職手当は不支給。  
常勤の監査委員の特例減額は、退職手当のみ不支給。

### 3 職員の給料と年齢

平成26年(2014年)4月1日現在

区 分	人 員	給 料 (円)			平均年齢 (歳・月)
		最 高	最 低	平 均	
部 長 級	25	457,224	406,525	448,030	56・01
次 長 級	86	432,771	373,765	423,553	55・04
課 長 級	185	419,704	380,604	404,145	53・02
課長代理級	225	405,696	314,400	384,834	48・09
主 査 級	473	392,843	263,445	334,168	43・06
主 任	507	391,647	238,238	287,392	40・07
係 員	249	245,856	174,640	202,312	41・03
計	1,750	—	—	321,786	44・01

(注) 行政職給料表適用職員のみ

職員の給料については役職段階別の特例減額後(部長級△12.5%～係員△1.5%)

特例減額期間は平成26年(2014年)4月1日から平成27年(2015年)3月31日までの間

#### 4 管理職手当

(単位：円)

区 分	主 な 役 職 名	平成26年(2014年)4月1日現在
管理職手当	部長(議事説明員等)	93,000
	部 長	83,000
	理事(議事説明員)	81,000
	理 事	71,000
	部次長・室長	69,000
	総括参事	66,000
	課長・参事	60,000
	課長代理・主幹	47,000

(注) 行政職給料表適用職員のみ

#### 5 人件費(一般会計)

歳入及び市税中の比率

区 分 年 度	歳入総額(A) (千円)	市税総額(B) (千円)	人件費(C) (千円)	C/A×100 (%)	C/B×100 (%)
平成24(2012)	115,915,047	61,759,842	23,249,649	20.1	37.6
〃 25(2013)	104,665,651	60,840,280	22,466,352	21.5	36.9
〃 26(2014)	112,824,727	61,376,768	22,892,949	20.3	37.3

(注) 平成24年度(2012年度)は決算、25年度(2013年度)と26年度(2014年度)は当初予算

#### 6 一般行政職の初任給

平成26年(2014年)4月1日現在

大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
185,800円 (183,013円)	172,200円 (169,617円)	155,700円 (153,364円)

(注) ( ) については、特例減額後の額

特例減額期間は平成26年(2014年)4月1日から平成27年(2015年)3月31日までの間

## 工事契約

### 1 契約状況（工事関係）

平成25年度(2013年度)（単位：件）

	入札			随意契約							計
	落札	最低者 話し合い	小計	見積 合せ	少額	特定	緊急	追加	契約の 不成立	小計	
工事	291	0	291	1	76	11	2	29	1	120	411
委託	48	0	48	0	5	4	0	10	0	19	67
計	339	0	339	1	81	15	2	39	1	139	478

※入札・不調2件を含む。

### 2 電子入札の実施

I T活用等における公共事業改革の一環として、大阪電子自治体推進協議会による共同利用を前提とした電子入札システムの開発に参加し、平成17年(2005年)4月1日から予定価格が5,000万円以上の工事で制限付一般競争入札を開始した。平成18年(2006年)4月1日から、予定価格が3,000万円以上の工事と500万円以上の工事に関する設計等委託業務で実施していたが、平成20年(2008年)4月1日からは、その対象を予定価格が工事は2,000万円以上、工事に関する設計等委託業務は300万円以上に拡大した。工事については平成27年(2015年)4月1日から、その対象を予定価格1,000万円以上に拡大して実施する。なお、電子入札システムは、平成26年(2014年)4月1日からは大阪地域市町村共同利用電子入札システム運営協議会にて13市で共同運用している。

### 3 入札等に係る関係事項の公表

「吹田市公共工事等に係る入札結果等の公表実施要綱」を制定し、昭和57年(1982年)7月1日から入札結果等の公表を実施してきた。(ただし、予定価格の事後公表については、平成10年(1998年)7月1日から実施)

平成12年(2000年)4月1日から予定価格の事前公表並びに最低制限価格の設定及び事前公表を実施するに当たり、同要綱を廃止し、新たに「吹田市公共工事等の入札に係る関係事項の公表に関する規則」を制定した。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行に併せて、平成13年(2001年)4月1日から、予定価格250万円以上の工事及び予定価格100万円以上の工事に関する設計等委託業務の入札について公表を実施してきたが、さらに公表の範囲を拡大するために同規則を改正し、平成25年(2013年)4月1日から次のとおり実施している。

(平成24年(2012年)4月1日からは、予定価格が2,000万円以上の工事と300万円以上の工事に



関する設計等委託業務において、最低制限価格の事後公表を試行実施し、平成26年（2014年）4月1日から本格実施している。）

また、工事を伴わない施設管理等の委託業務についても、「吹田市委託業務の入札に係る関係事項の公表に関する要領」を定め、平成14年（2002年）4月1日から次のとおり実施している。

(1) 公表の範囲

- ア 全ての工事及び工事に関する設計等委託業務の入札
- イ 予定価格250万円以上の工事及び工事に関する設計等委託業務の随意契約
- ウ 予定価格250万円以上でア及びイの委託業務を除く委託業務（ただし、市長が特に定めるものを除く）
- エ 予定価格が財務規則第108条の2各号に定める金額を超えるもののうち地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用した全ての契約

(2) 入札に関する公表事項及び公表時期等

ア 工事及び工事に関する設計等委託業務

- (ア) 入札日、入札の実施方法、指名競争入札における指名業者名・指名理由、工事又は業務の名称・場所・種別・概要、着手時期・完成時期、予定価格、最低制限価格について、入札通知後速やかに公表している。公表期間は、少なくとも公表日の翌日から起算して1年間が経過する日まで。（電子入札案件は除く）
- (イ) 入札者名・入札金額、落札者名・落札金額、次順位者を落札者とした場合の理由、最低制限価格未満の入札者名、落札者がなかった場合その旨、契約の相手方名・住所、工事又は業務の名称・場所・種別・概要、着手時期・完成時期、契約金額、不落随契の場合の相手方の選定理由について、開札後速やかに公表している。公表期間は、少なくとも公表日の翌日から起算して1年間が経過する日まで。

イ アの委託業務を除く委託業務

入札日、指名業者名、業務の名称・場所・概要、着手時期・完了時期、予定価格、入札者名・入札金額、落札者名・落札金額、落札者がなかった場合その旨、契約の相手方名・住所、契約金額、不落随契の場合の相手方の選定理由について、入札執行日の翌日に公表している。公表期間は、少なくとも公表日の翌日から起算して1年間が経過する日まで。

(3) 単独随意契約に関する公表事項及び公表時期等

契約担当室課名、契約名称、契約内容、契約締結日及び契約期間、契約の相手方、契約金額、随意契約とした具体的な理由について、契約担当室課及び市民生活部市民相談室情報公開課における公表の場合は契約締結後速やかに、インターネットを利用した公表の場合は契約締結日の翌月の末日（契約締結日が4月の場合は、6月末日）に公表している。公表期間は、公表した年度の次年度の末日まで。

(4) 金額変更を伴う契約変更に関する公表事項及び公表時期等（工事のみ）

変更後の契約に係る工事の名称・場所・種別・概要、着手時期・完成時期、契約金額、変更理由について、契約締結後速やかに公表している。公表期間は、少なくとも公表日の翌日から起算して1年間が経過する日まで。

(5) 公表の方法

ア 契約担当室課及び市民生活部市民相談室情報公開課における閲覧方式。

イ 工事及び工事に関する設計等委託業務の入札案件、予定価格250万円以上及び予定価格が財務規則第108条の2各号に定める金額を超えるもののうち地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用した単独随意契約については、インターネットを利用した閲覧方式。

#### 4 工事等の発注予定情報の公表

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行に伴い、発注予定情報の公表を平成13年(2001年)4月から次のとおり実施している。

(1) 公表の範囲

予定価格250万円以上の工事及び予定価格100万円以上の工事に関する設計等委託業務。

(2) 公表内容及び公表時期等

工事名又は業務名、場所、工期又は履行期間、概要、工事種別又は業務区分、入札及び契約方法、入札予定時期又は随意契約締結時期等について、毎年度4月1日以後速やかに公表し、さらに、変更又は追加がある場合は10月1日以後速やかにその内容を公表している。公表は、共に当該年度の3月31日まで。

(3) 公表の方法

市民生活部市民相談室情報公開課及びインターネットを利用した閲覧方式。

#### 5 入札参加有資格業者名簿等の公表

その他、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行に伴い、入札参加有資格業者名簿等の公表を平成13年(2001年)4月から次のとおり実施している。

(1) 公表内容

競争入札参加有資格業者名簿、競争入札参加者選定規程、指名停止措置要領及び指名停止措置情報。

(2) 公表の方法

ア 市民生活部市民相談室情報公開課における閲覧方式。

イ 競争入札参加有資格業者名簿、競争入札参加者選定規程及び指名停止措置要領については、インターネットを利用した閲覧方式。